

八雲中学校区における

義務教育学校建設設計等業務プロポーザル実施要項

令和5年10月

守口市

目次

八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務プロポーザル実施要項	1
義務教育学校建設にかかる設計と条件	8
参加表明書及び技術提案書等作成要領	12
公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示（写し）	15
提出図書様式集	17

義務教育学校建設設計等業務プロポーザル実施要項

1 本実施要項の目的

義務教育学校建設及び解体にかかる設計にあたり、公募型プロポーザルによって基本設計、実施設計及び解体工事設計者を選定するため、次のとおり手続き等必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務
- (2) 業務内容 校舎建設にかかる基本計画(ワークショップ及び関連する業務を含む。)、基本設計、実施設計、解体工事設計、建物模型作成業務、地質調査業務(ボーリング調査含む。)、アスベスト調査業務、電波障害事前調査、埋蔵物調査、測量業務、国庫補助申請支援、開発許可申請等法令を遵守した申請手続き並びに手数料を含む本市が必要とする業務等
※工事監理は本契約に含まない。
- (3) 履行期限 令和7年3月31日(月)
- (4) 建物概要 設計の対象となる建物の概要は、P8～「義務教育学校建設にかかる設計と条件」による。
- (5) 事務局 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局
電話 : 06-6995-3152 (直通)
FAX : 06-6995-2505
電子メール: Mori_kyosoumu@city-moriguchi-osaka.jp
- (6) 業務限度額 381,436,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(令和5年度:114,431,000円、令和6年度:267,005,000円)

3 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者(共同企業体は不可)とする。

なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和2・3・4・5年度守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格を有している者で、登録希望業種として「建築一般」を選択している者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (5) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、応募者の組織に属している者を管理技術者として専任で配置すること。また、意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)または同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請した者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 本プロポーザルに関し、応募者に所属する者が自ら応募者または他の応募者の協力者等となっていないこと。

※ 協力者（＝協力事務所）とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計事務所等である。

(11) 平成 19 年 4 月以降に、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 ㎡以上に関する設計業務実績があること。（平成 19 年 4 月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務）

4 審査委員会

プロポーザルの特定にかかる審査は下記の審査委員で構成される審査委員会で行う。

委員 尾崎 剛 守口市企画財政部長
長田 幸一 守口市理事 兼 都市整備部長 兼 守口市教育委員会事務局施設整備監
中村 浩子 大阪国際大学人間科学部スポーツ行動学科 教授
濱口 和久 守口市立八雲中学校 学校長
横山 俊祐 大阪市立大学 名誉教授
吉村 英祐 大阪工業大学工学部建築学科 特任教授

5 失格

本プロポーザルについて、次の条件の一つに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

6 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。審査は二段階審査方式で実施し、守口市学校建設プロポーザル方式設計者選定審査委員会設置条例（平成24年守口市条例第20号）に規定する審査委員会が審査し、選定する。

なお、選定にあたっては、第一次審査と第二次審査の得点を加算するものとする。

(1) 第一次審査（440点）

参加表明書に基づく資格審査と併せて技術提案書及び設計見積書に基づく審査を行い、第二次審査対象者を 5 者程度に選定する。ただし、設計見積価格に消費税相当額を加えた金額が、P 1～「2 業務の概要（6）業務限度額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

評価項目（配点）	評価事項
1. 事務所の実績 (30 点)	主要業務実績(10 点)、同種業務実績(20 点)
2. 担当チームの能力 (50 点)	管理技術者の業務実績・経験(15 点) 主任技術者の業務実績・経験(35 点)
3. 技術提案書（提案及び業務の実施方針） (260 点)	テーマ①(70 点)、②(70 点)、③(40 点)、④(40 点)、 ⑤(20 点)、業務の実施方針(20 点)に対し、提案の的確性・独創性
4. 設計見積書 (100 点)	設計見積価格（配点×最低見積価格÷自社見積価格）

(2) 第二次審査（210点）

技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者及び次点者

を選定する。

評価項目 (配点)	評価事項
技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング (210点)	提案の妥当性(70点)・具体性(70点)・柔軟性(70点)

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。さらに金額も同額の場合については、該当する各事業者が当初提案の金額の範囲内で「設計見積書」を再作成し、再提出された設計見積価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

ただし、一次審査と二次審査の合計点が390点(満点である650点の6割)未満の場合は、候補者として選定しない。

7 参加表明書及び技術提案書等の作成

参加表明書及び技術提案書等については、P12～「参加表明書及び技術提案書等作成要領」に基づき作成すること。

8 公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第二次審査での公開プレゼンテーション及びヒアリングは、P14～「8 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング」による。

9 「技術提案」の内容

以下の項目の内容を踏まえ、業務の実施方針について記載するとともに、下記の(2)から(4)についての考え方、課題、課題の解決方法等について提案すること。

(1) 業務の実施方針について

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、効果的なワークショップの運営方法、近年の建設業界の動向を踏まえ、建設工事発注に際して必須の要件となる設計と条件の上限工事費を超過しない工夫及び概算建設費用、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。

(2) 守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト

夢と志を育む学校づくり

- ・自分の人生や社会をより良くするために必要な資質・能力を育む施設づくり
- ・多様な子どもたちに対する個別最適な学びと協働的な学びを実現できる施設づくり
- ・9年間を見通した学びや成長を支える学校づくり

安全に配慮した学校づくり

- ・子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができるよう配慮した施設づくり

地域とつながる学校づくり

- ・学校と地域の連携を深め、教育活動を支える地域人材が集うことができる施設づくり
- ・地域活動など、将来にわたり有効活用できる施設づくり

環境への配慮

- ・緑化の推進など、周囲の環境に配慮した施設づくり
- ・自然エネルギーの活用、省エネルギー対策など環境負荷に配慮した施設づくり

地域の防災拠点

- ・地域の防災拠点としての役割を担うことができるよう、災害時の対応に配慮した施設づくり

- (3) 学校運営協議会における「めざす子ども像」と子どもと保護者の新しい義務教育学校への思い
八雲中学校区学校運営協議会では「めざす子ども像」を「人と人とのつながりを大切に、たくましく生きる子」と定めており、その実現に向けた計画が求められる。
また、以下の校区の子どもや保護者からの学校づくりへの提言も、十分に尊重すること。

子どもや保護者からの提言

① 子どもの学びがつながる学校

音楽や絵など芸術に触れることができる心豊かな学校。最先端のICTで楽しく学び、個性をのばせる学校。将来やりたいことが見つけられ、そのために必要なことを身につけられる学校。

② 子ども同士がつながる学校

どんな子供たちも分け隔てなく学び、みんなが助け合い楽しめる学校。子どもが中心となり、自主的な行動ができる学校。

③ 子どもの周りの人同士がつながる学校

子どもも大人も協力して助け合える学校。他校や地域の人たちとも様々なイベントができる設備や広さを備えた学校。地域と共に人を育てる学校。

※詳細は、P10～「6 参考資料」の「新校のコンセプトについてのアンケート結果について（提言）」を参照

(4) 技術提案にかかるテーマ

守口市教育委員会は、教育理念を「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」と定め、学校教育・社会教育が一体となって、学校・家庭・地域が連携し、家庭、地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざしている。

令和4年3月に守口市新しい学校・園づくり審議会から答申された「守口市立小・中学校等の在り方について～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～（答申）」においては、各学校で特色ある小中一貫教育の発展や幼児教育・保育との接続に取り組み、小・中学校9年間を見据えた学びを充実させるとともに、地域との協働やICT活用の視点を取り入れた新しい時代の学校教育の在り方が提言された。

新たな義務教育学校の設置にあたっては、この教育理念や提言を念頭に置き、当該校区の「めざす子ども像」の実現も踏まえ、主体的に学ぶ意欲が湧く楽しさに溢れた学校づくりをめざす。

その中で、今回の設計提案にあたっては、淀川河川沿いの下島区域が、国土交通省の高規格堤防計画区域であることから、校舎と高規格堤防の整備を並行して実施するという条件も踏まえ、効果的な整備・運用を実現した提案を求める。

以下の5つのテーマに基づき、独創性と実現性のある斬新なアイデアを求める。

① 新しい時代の学びを触発・受容し、楽しく生き生きと学ぶ環境づくり

- : 主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び、協働的な学びなどの新しい教育の推進に向けて、一斉形式を超えた多様で弾力的な学習形態を触発・受容し、子ども達の「学ぶことがおもしろい！」を実現する学校
- : 学校全体が多様な学習・活動スタイルに対応する変化に富んだ、「アクセシビリティ（立ち寄りやすさ）」の高い場となり、「いつでも」「どこでも」「どんなことでも」学ぶことのできる環境
- : GIGAスクール構想をはじめとするICT教育を常に発展させて、ICTを活用することで生まれる独自の学びのスタイル、STEAM教育に代表される教科横断的・複合的な学びを触発・受容する環境
- : 読書活動の充実とともに、自学自習力を高める学校

② 義務教育学校の特徴・優位性を生かした学校

- : 小・中学校単独では得られない、ヒト・コト・モノの多様性が発現され、各々が効果的につながることで相乗的に活動の質や内容を高めるような環境
- : 9年間という時間の長さに対応し、年齢に応じた適切な環境が計画されるとともに、発達段階に応じてグラデーションに体系的に学びや活動が移行・展開できる環境
- : 9年間の学びの連続性や横断性ととも、社会との共生力を身につけることができる学校
- : 異学年をはじめとする児童生徒同士、小中間や異教科間の教職員同士、児童生徒と教職員などの多様な関係性や相互認知・刺激を高めるような学校

③ コミュニティスクールによって地域連携を深めるとともに民間との連携も促す計画

- : 地域や保護者が学校教育・学校活動に積極的に参画し、学校と地域が連携・協働して子ども達を育むことができる学校
- : 地域コミュニティの核としてハード・ソフトが充実し、気軽で多様な地域利用が可能となる学校
- : 民間企業との連携により新たな学校や地域活動が生起する学校

④ 高規格堤防（スーパー堤防）に立地するという敷地の特性を活かした学校

- : 学校建設予定地は現在、高規格堤防の計画区域となっており、高規格堤防を効果的に学校づくりに取り込む計画を求める。
 - ※ 詳細は、P11～「7 配置概要図」を参照
- : 校舎建設予定地は、西・北面を高規格堤防の擁壁（高さ8m）に囲まれること、並びに、現地盤面に建設予定の校舎と高規格堤防上に整備予定の運動場・屋外施設との間には8mの高低差があること、敷地の北東部には広大な法面が設置されること等の敷地条件を効果的に活用した計画
- : 運動場・屋外施設などを高規格堤防上に豊かに、効果的に整備するための外構計画や動線計画。（グラウンドレベルに車で直接アクセスできる道路を計画すること）
- : 高い防災力と防犯力を備え、安全で安心して学ぶことや地域の拠点となる学校
- : 淀川に隣接する立地を生かし、眺望や自然との触れ合いができる学校

⑤ これまでの小中一貫校や義務教育学校の計画課題を踏まえ、新たな可能性を有する義務教育学校づくりに向けて、応募者独自の自由提案

10 手続き等

(1) 第一次審査

① 参加表明書等の提出

- 提出場所 : 上記2の(5)の事務局
- 提出期限 : 令和5年12月1日(金)午後5時30分必着
- 提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。

② 技術提案書等の提出

- 提出場所 : 上記2の(5)の事務局
- 提出期限 : 令和5年12月12日(火)午後5時30分必着
- 提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。

③ 質問の受付と回答

- 受付方法 : 文書(書式はA4判で様式自由とする。)をFAX又は電子メールにより提出すること。その際、必ず着信確認の電話をすること。
なお、文書には事務所名、担当部署、氏名、電話番号を必ず併記すること。

受付先 : 上記2の(5)の事務局
受付期間 : 令和5年10月18日(水)～令和5年11月1日(水)期間内必着
(土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)
回答方法 : 令和5年11月10日(金)までに守口市教育委員会ホームページにおいて順次回答する。

④ 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和5年12月19日(火)以降に書面によって通知(郵送)する。
また、採点結果に関する質問等は一切受け付けない。

(2) 第二次審査

① 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング

実施場所 : 守口市役所 6階 教育委員会会議室(守口市京阪本通2丁目5番5号)
実施日時 : 令和5年12月26日(火)午前10時から(午前9時30分受付開始)
実施方法 : 技術提案書に基づく説明と質問に対する回答
詳細 : 第一次審査の結果通知と併せて、第一次審査で選定された者に書面により通知(郵送)する。

② 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果は、令和5年12月26日(火)以降に、第二次審査を受けた者に書面によって通知(郵送)する。

11 契約の締結

第二次審査において選定された最優秀者との協議が整った場合は、当該者と契約を締結するが、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

また、協議終了後は速やかに業務委託契約を結ぶこととする。

なお、契約後に設計と条件に変更が生じたとしても、契約金額の変更は原則認めない。

12 プロポーザルの日程

令和5年10月18日	公示(実施要項の発表)
令和5年10月18日～11月1日	質問受付期間
令和5年10月18日～12月1日	参加表明書等の提出期間
令和5年10月18日～12月12日	技術提案書等の提出期間
令和5年11月10日	質問回答予定
令和5年12月19日以降	選定された者への第一次審査結果通知送付
令和5年12月26日	公開プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和5年12月26日以降	第二次審査結果通知送付
令和5年12月26日以降	審査結果の公表、契約締結(予定)

13 公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示(写し)

上記事項については、P15～のとおりとする。

14 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本円とする。

(2) 実施要項及び関連情報の公開方法

2の(5)の事務局での配布及び守口市教育委員会ホームページに掲載する。

(3) 無効となる参加表明書、技術提案書

参加表明書または技術提案書が次の条件に一つでも該当する場合には無効となることがある。な

お、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項等に示された条件に適合しないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ⑤ その他、審査委員会が不適格と認めるもの。

(4) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本面、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務にかかる工事の入札に参加し、または当該工事を請負うことができない。

(5) 参加表明書及び技術提案書等の作成・提出等に伴う費用

参加表明書及び技術提案書等の作成・提出、公開プレゼンテーション・ヒアリングにかかる費用の全ては提出者の負担とする。

(6) 参加表明書及び技術提案書等の差替え・再提出

一切認めない。

(7) 参加表明書に記載した配置予定の技術者

病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(8) 参加表明書に記載した協力事務所

変更は、原則認めない。

(9) 契約書作成の要否

必要である。

(10) 設計者の業務

- ① 契約対象となる設計内容は、技術提案書の内容及びヒアリング内容に拘束されない。
- ② 詳細な業務内容は、契約締結時の仕様書による。

(11) 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(12) 第二次審査の対象となった者は公表することがある。

(13) 提出された技術提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

(14) 採用された技術提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

(15) 提出のあった技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(16) 提出された応募書類は返却しない。

(17) 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(18) 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(19) 選定結果の公表

選定結果については、全ての応募者名、評価点、提案金額等を守口市教育委員会ホームページに掲載する。

(20) 本プロポーザルのために守口市から受領した資料等は、守口市の了解なく公表、使用することはない。

(21) 守口市は選定された技術提案書の内容に拘束されない。

(22) 参加表明後に辞退するときは、速やかに辞退届（A4判任意）を提出すること。

(23) 電話、FAX、郵送、電子メール等の通信事故については、守口市はいかなる責任も負わない。

(24) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

義務教育学校建設にかかる設計と条件

1 建設予定地の概要

- (1) 所在地 守口市下島町15番27号、守口市八雲北町1丁目1番地
- (2) 敷地面積 約33,000㎡ ※令和6年3月末まで測量、境界確定中
- (3) 用途地域等
 - ① 用途地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域
 - ② 建ぺい率 60%、60%
 - ③ 容積率 200%、200%
 - ④ 防火・準防火 準防火地域
 - ⑤ 高度地区 無
 - ⑥ 日影規制 4時間－2.5時間、5時間－3時間
- (4) 接道状況 学校側
 - 東側 市道：八雲11号線
 - 西側 市道：八雲11号線
 - 南側 市道：八雲11号線
 - 北側 市道：八雲10号線

2 既存建物等の解体について

- (1) 既存建物等の解体工事設計書の作成（現地調査、復元図面作成、積算業務を含む）
 - ① 守口市立下島小学校
 - ② 下島公園（遊具、トイレ等の公園施設。樹木等）
 - ③ その他守口市立下島小学校と下島公園の間にある地下埋設物

3 事業予定(工期)

- (1) 基本計画・基本設計・実施設計等 : 令和5年12月～令和7年3月
- (2) 解体工事設計等 : 令和5年12月～令和6年4月
- (3) 解体工事 : 令和6年7月～令和7年6月
- (4) 校舎建設工事 : 令和7年7月～令和9年3月
- (5) 校舎供用開始 : 令和9年4月

※設計に際しては、開発許可申請の必要がある。

※高規格堤防整備工事の設計及び工事については国土交通省淀川河川事務所が実施する事業であるため、設計業務にあたっては、淀川河川事務所と調整の上、行うものとする。

(参考)高規格堤防整備の予定工程

I期工事(現下島小学校敷地で校舎整備と並行し高規格堤防整備) : 令和7年7月～令和9年3月

II期工事(現下島公園敷地で高規格堤防整備後に学校外構整備) : 令和9年4月～令和14年3月

4 工事費

上限工事費 : 100億円（新築・解体・外構工事）

※ 高規格堤防整備に関する工事費は含まない。

なお、当工事費は市議会の議決を得た予算ではない。

5 想定学校施設の概要

- (1) 建物延床面積 : 19,000㎡
- (2) 構造 : 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等

(3) 在籍者・学級数の推移予想

八雲中学校区の義務教育学校	R9	R10	R11
総在籍者数	893 人	925 人	906 人
前期在籍数	631 人	641 人	630 人
後期在籍数	262 人	284 人	276 人

八雲中学校区の義務教育学校	R9	R10	R11
総学級数	28 学級	29 学級	29 学級
前期学級数	20 学級	20 学級	20 学級
後期学級数	8 学級	9 学級	9 学級

(4) 学校施設

① 下表の諸室を計画すること。

室名	備考
普通教室	30 室
少人数教室	6 室 (普通教室と同様の広さと設え)
特別支援教室	18 室 (内 2 室はプレイルーム)
通級指導教室	3 室
理科室、音楽室、被服室、図工室、技術室、美術室、家庭科室、生活科室、国際教育教室	理科室及び音楽室は、前期課程及び後期課程の教育活動が問題なく行えるように計画すること また、各室における準備室を想定すること
メディアセンター	図書室、自習室、司書室などを計画すること
多目的室	
生徒会室・児童会室	
体育室	2 室 (器具庫及び更衣室を含む)
武道場	
プール	器具庫及び更衣室を含む
職員室	70 名想定 (常勤職員 60 名、非常勤職員 10 名)
保健室、校長室、事務室、会議室、応接室、印刷室、進路指導室、放送室、相談室、クラブ室、技術職員室、守衛室、職員更衣室、教材庫、ゴミ庫	
給食調理場	調理能力は 1,000 食/日を想定
入会児童クラブ	2 室 (計 284 m ² 以上)
登録児童クラブ	1 室 (127 m ² 以上)
防災倉庫 (備蓄倉庫)	1 室 (60 m ² 以上)
地域連携室、PTA 室	
駐輪場	70 名想定 (教職員用)
駐車場	5 台想定 (給食食材搬入車両用含む。)

以上については、P11～「7 配置概要図」の校舎建設予定地内(7,000 m²)に計画すること。

② 下表の外構、屋外施設を計画すること。

施設名	備考
トラック	200mと150mトラックを想定
多目的コート	バスケット・バレー・テニスなど多目的な使用を想定
クラブ室、器具庫、屋外トイレ	

上記の他、野球部、ソフトボール部及びサッカー部が活動できるように計画すること。

(5) 備考

屋外空間については、P11～「7 配置概要図」に示すとおり、高規格堤防の盛土の上に計画することになるため、今後、関係機関と協議を行う高規格堤防整備の工程に留意し、設計すること。

また、図に示すとおり、外周部に向けての法面を利用した上面への進入路の整備なども本設計の範囲とする。

なお、下島公園内の送電鉄塔の移設等については、今後の協議による。

6 参考資料

詳細は、以下の資料による。

資料については、守口市教育委員会事務局ホームページで閲覧することができる。

「守口市立小・中学校等の在り方について～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～(答申)」

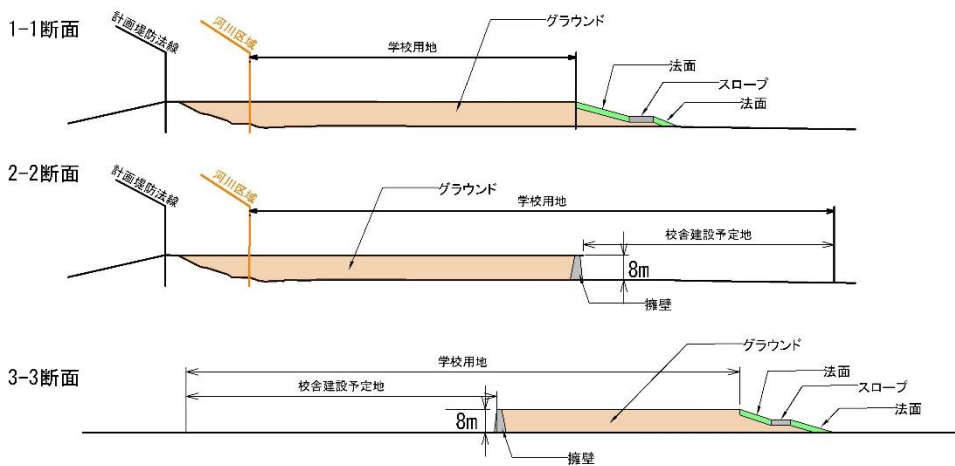
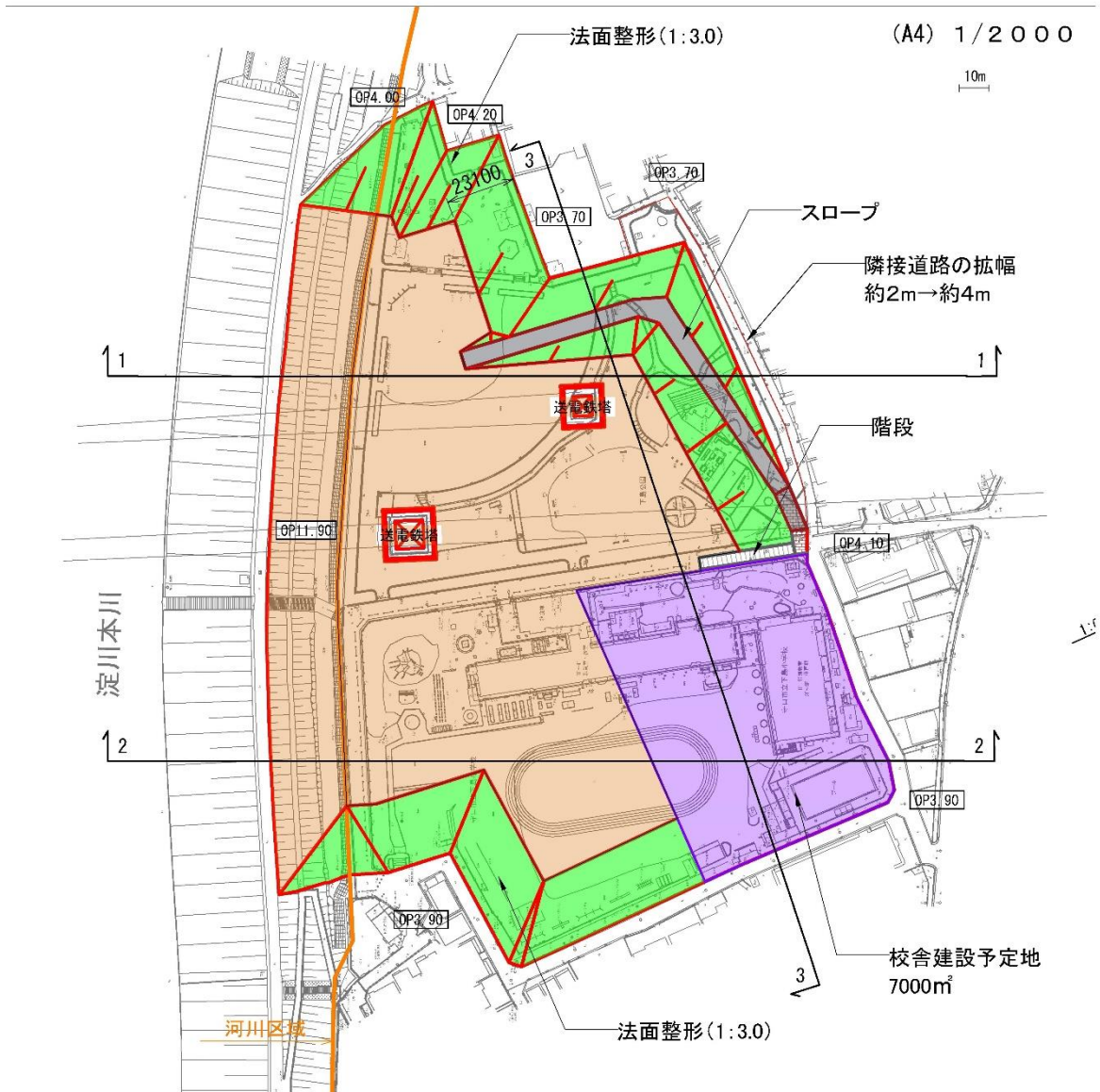
「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」

「新校のコンセプトについてのアンケート結果について (提言)」

7 配置概要図

下図に示すとおりであるが、河川区域内は学校の開発対象としないこと。

義務教育学校 計画図(案)



参加表明書及び技術提案書等作成要領

1 参加表明書及び技術提案書等作成上の留意事項

本プロポーザルは、実施要項2の(2)の当該業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、詳細な内容や図面の作成を求めるものではない。詳細な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者との協議のうえ、開始することとする。

2 提出図書一覧

		様式	提出部数	備考
①	参加表明書	様式1	提出者名有り：1部	A4
②	(応募者名有り1部を正本とし、代表者印を押印)		提出者名無し：7部	
③	設計事務所の体制	様式2	8部	A4
④	事務所の主要業務実績	様式3-A	8部	A4
⑤	事務所の同種業務実績	様式3-B	8部	A4
⑥	管理技術者・主任技術者	様式4-A	8部	A4
⑦	管理技術者・主任技術者2	様式4-B	8部	A4
⑧	協力事務所	様式5	8部	A4
⑨	事務所の実績として、平成19年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務のうち、小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事延べ面積2,000㎡以上に関する設計業務実績と施設の延べ面積が確認できるものの写し※1		1部	A4
⑩	管理技術者の一級建築士免許証 または免許証明書の写し写し ※2		1部	A4
⑪	参加表明書等提出確認書	様式6	1部	A4
⑫	技術提案書 (応募者名有り1部を正本とし、代表者印を押印)	様式7	提出者名有り：1部	A4
			提出者名無し：13部	
⑬	業務の実施方針	様式8	1枚×14部	A3
⑭	実施要項「9 「技術提案の内容」」についての提案	様式9	4枚以内×14部	A3
⑮	設計見積書 ※1部は代表者印を押印	任意	2部	A4
⑯	技術提案書等提出確認書	様式10	1部	A4

※1と※2は、提出者名を記載した正本に添付すること。

3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。なお、その他の主任技術者については、協力事務所の所属も可とする。
- (3) 管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者は様式4-A及び4-Bに記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は様式4-A及び4-Bに記載を求める他の各担当主任技術者を兼任していないこと。

※「管理技術者」とは「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 書類作成の注意事項

- (1) 各種の書類は、それぞれの様式に基づき作成する。また片面印刷とし、用紙の折り込みはしないものとする。
- (2) 提出の際は、上記1の提出図書一覧の順番で①(②)から⑪、⑫から⑮及び⑯の3つに分け、左上ホチキス綴りとする。なお、背表紙ならびにファイル等を付加したものは不可とする。
- (3) 各様式に記載する業務実績等は以下の業務とする。
 - ① 主要業務とは建物の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上の施工中または完成した施設の設計業務とする。
 - ② 同種業務とは小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上の施工中または完成した施設の設計業務とする。
 - ③ 主要業務、同種業務が記入最大件数に満たない場合は、残りは空欄とする。
- (4) 各様式に記載する業務実績等は以下のものとする。

平成19年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計に関するもの。
- (5) 印刷はカラーとしてもよい。
- (6) 様式8及び様式9の記載は、ヨコ書きとし、文字ポイント数・字体は任意とする。文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。また、余白や上部欄の記入はしないこととする。
- (7) 設計見積書は、消費税相当額を含まない金額で記載すること。

5 参加表明書等の提出

提出は次のとおり。

- (1) 提出物 : 上記2の提出図書一覧の内、①から⑪とする。
- (2) 提出場所 : 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局 宛
- (3) 提出期限 : 令和5年12月1日(金)午後5時30分必着
- (4) 提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。
- (5) その他
 - ・提出時に、⑪様式6の参加表明書等提出確認書の確認欄にチェックを記して提出すること。
 - ・要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
 - ・提出図書は返却しない。
 - ・本手続きにおいて使用する単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - ・提出書類について、この書類に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

6 技術提案書等の提出

提出は次のとおり。

- (1) 提出物 : 上記2の提出図書一覧の内、⑫から⑯とする。
- (2) 提出場所 : 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局 宛
- (3) 提出期限 : 令和5年12月12日(火)午後5時30分必着
- (4) 提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。
- (5) その他
 - ・提出時に、⑯様式10の技術提案書等提出確認書の確認欄にチェックを記して提出すること。
 - ・要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
 - ・提出図書は返却しない。

- ・本手続きにおいて使用する単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・提出書類について、この書類に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

7 各様式の記載内容等

(1) 様式1

応募者名について記載したものを1部、応募者名について一切記載していないものを7部提出する。

(2) 様式2 (設計事務所の体制)

技術職員の資格、担当別人数を記載する。

(3) 「事務所の主要業務実績(様式3-A)、事務所の同種業務実績(様式3-B)」に記載する設計業務実績の件数は2件までとする。

(4) 主要業務の記載にあたっては、同種業務に限らず延べ面積が広い業務を優先する。

(5) 「管理技術者・主任技術者(様式4-A・4-B)」に記載する同種業務実績の件数は管理技術者・担当主任技術者ともに2件までとする。

※実績記載にあたり、共同企業体の場合は、()内に他の構成員を記載すること。協力の場合は()内に元請事務所名を記載すること。

(6) 様式5 (協力事務所及び関連する業者)

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する内容等を記載すること。(担当主任技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記載すること。)

(7) 必要に応じてヒアリング時に、業務実績等の具体的内容を確認することがある。

(8) 最優秀者として選定された者に、各様式の記載内容を確認できる書類の提出を求めることがある。

(9) 様式7

応募者名について記載したものを1部、応募者名について一切記載していないものを13部提出する。

(10) 様式8

実施要項「9 (1) 業務の実施方針について」に応える内容として、A3用紙1枚を使用して作成すること。

この際、提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

(11) 様式9

実施要項「9 技術提案の内容」に応える内容として、全体でA3用紙4枚以内を使用して作成すること。

8 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査において選定された者を対象に、以下のとおり公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- 実施場所 : 守口市役所 6階 教育委員会会議室(守口市京阪本通2丁目5番5号)
- 実施日時 : 令和5年12月26日(火) 午前10時(9時30分受付開始)
- 出席者 : 管理技術者、意匠担当主任技術者を含み3名まで
- 実施方法 : 技術提案書に基づく説明と質問に対する回答
- 詳細 : 第一次審査の結果通知と併せて通知する。

公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示（写し）

守口市告示第 440 号

義務教育学校建設設計等業務委託について

学校建設にかかる設計者を選定するためプロポーザルの提出を招請しますので、次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 18 日

守口市長 瀬野 憲一

1 業務概要

- (1) 業務名 八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務
- (2) 業務内容 建設にかかる基本計画(ワークショップ及び関連する業務を含む。)、基本設計、実施設計、解体工事設計、建物模型作成業務、地質調査業務(ボーリング調査含む。)、アスベスト調査業務、電波障害事前調査、埋蔵物調査、測量業務、国庫補助申請支援、開発許可申請等法令を遵守した申請手続き並びに手数料を含む本市が必要とする業務等
※工事監理は本契約に含まない。
- (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 31 日 (月)
- (4) 発注者 守口市

2 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とする。なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和 2・3・4・5 年度守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格を有している者で、登録希望業者として「建築一般」を選択している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (5) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、応募者の組織に属している者を管理技術者として専任で配置すること。また、意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請した者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 本プロポーザルに関し、応募者に所属する者が自ら応募者または他の応募者の協力者等となっていないこと。

※ 協力者（＝協力事務所）とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計

事務所等である。

- (11) 平成 19 年 4 月以降に、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m²以上に関する設計業務実績があること。(平成 19 年 4 月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務)

3 参加表明書及び技術提案書等の提出者の評価事項（一次審査）

- (1) 事務所実績（業務経歴等）
主要業務実績、同種業務実績
- (2) 担当チームの能力（技術職員の経験と能力）
管理技術者及び主任技術者の業務実績・経験
- (3) 技術提案書（手法及び提案）
提案の的確性・独創性、業務の実施方針
- (4) 設計見積書
設計見積価格

4 参加表明書及び技術提案書等の提出者の評価事項（二次審査）

- (1) 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング審査
- (2) 提案の妥当性・具体性・柔軟性

5 手続等

(1) 事務局

〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局

電話 06-6995-3152

FAX 06-6995-2505

電子メール: Mori_kyosoumu@city-moriguchi-osaka.jp

(2) プロポーザル実施要項の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和 5 年 10 月 18 日（水）から令和 5 年 12 月 1 日（金）まで
（土曜、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

交付場所 上記 5 の（1）の事務局

交付方法 来庁者への配布、守口市教育委員会ホームページからのダウンロード

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和 5 年 12 月 1 日（金）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 5 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

(4) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和 5 年 12 月 12 日（火）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 5 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 本プロポーザルに関する照会先は上記 5 の（1）の事務局とする。
- (3) 本プロポーザルに関する公開プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (4) 詳細は八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務プロポーザル実施要項による。

(様式1)

参加表明書

(業務名) 八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務

標記業務のプロポーザルに参加し、技術資料を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

守口市長

瀬野 憲一 様

(提出者) 住 所

電話番号

F A X

会 社 名

代 表 者

〇〇〇〇〇〇〇〇建築士事務所

役職名

氏名

印

令和 年 月 日作成

設計事務所の体制

業務名		事務所名			
担当者氏名					
		TEL	FAX		
技術職員・資格					
分野	資格・担当	人数	人数計	合計	
建築	一級建築士 () *	意匠	人	意匠 人 構造 人 積算 人	/
		構造	人		
		積算	人		
	その他	意匠	人	積算 人 小計 人	
		構造	人		
		積算	人		
電気設備	建築設備士・技術士 () *	人	設計 積算 人 小計 人	/	
	その他	人			
機械設備	建築設備士・技術士 () *	人	設計 積算 人 小計 人	/	
	その他	人			
その他（土木・造園等の技術職員）		人	人	人	
備考	1. 複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記入する。 2. 複数の資格を有する職員についてはいずれか一つの資格保有者として取り扱いする。 3. 当該業務の協力事務所に予定しているところの職員数は、人数の欄（ ）内書きで記入する。 4. (注*) 国外の同等の資格を有する者がいる場合は、その資格名称及び人数を（ ）内に記入する。				

事務所の主要業務実績

(平成19年4月以降の事務所の建物の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上の施工中または完成した施設の設計業務実績を記載し、業務の写真等を添付のうえ、その設計コンセプトを簡潔に記載する。

主要業務の記載にあたっては、同種業務に限らず延べ面積が広い業務を優先する。))

業務名	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務完了年月
			用途	構造・延面積	完成年月	
				㎡	年月	年月
				㎡	年月	年月

- 備考
1. 協力の場合は発注者欄に、元請事務所名を()書きで記入する。
 2. 受注形態の欄には、単独、または協力(協力事務所として参画)の別を記入する。
 3. 構造は、構造種別－地上階数／地下階数を記述する。(例:RC-5/1)

事務所の同種業務実績

(平成19年4月以降の事務所の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上の施工中または完成した施設の設計業務実績を記載し、業務の写真等を添付のうえ、その設計コンセプトを簡潔に記載する。)

業務名	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務完了年月
			用途	構造・延面積	完成年月	
				㎡	年月	年月
				㎡	年月	年月

- 備考
1. 協力の場合は発注者欄に、元請事務所名を()書きで記入する。
 2. 受注形態の欄には、単独、または協力(協力事務所として参画)の別を記入する。
 3. 構造は、構造種別－地上階数/地下階数を記述する。(例:RC-5/1)

管理技術者・主任技術者					
分担氏名 年令	実績経験年数 資格(登録番号)	同種業務実績			
		施設名称	構造・延面積	業務完了年月	立場
管理技術者 氏名	経験年数 年		m ²	年	
	・一級建築士 ()			月	
年令 才	・その他 ()		m ²	年	
				月	
意匠担当 主任技術者 氏名	経験年数 年		m ²	年	
	・一級建築士 ()			月	
年令 才	・その他 ()		m ²	年	
				月	
構造担当 主任技術者 氏名	経験年数 年		m ²	年	
	・一級建築士 ()			月	
年令 才	・技術士 ()		m ²	年	
	・その他 ()			月	
積算担当 主任技術者 氏名	経験年数 年		m ²	年	
	・一級建築士 ()			月	
年令 才	・建築積算資格者 ()		m ²	年	
	・その他 ()			月	
備考 【3-A、3-B共通】					
1. 同種業務とは小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000 m ² 以上の施工中または完成した施設的设计業務とする。					
2. 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者(総括)、意匠担当主任技術者(意匠主任)、構造担当技術者(構造担当)、積算担当技術者(積算担当)の別を記入する。					
3. 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、氏名欄に所属事務所名も併せて記入する。					

管理技術者・主任技術者 2									
分担 氏名年令		実務経験年数 資格(登録番号)	同種業務実績						
			施設名称	構造・延面積	業務完了年月		立場		
電気設備担当 主任技術者 氏名	年令	経験年数 年		m ²	年				
		・一級建築士 () ・建築設備士 () ・技術士 () ・その他 ()			月				
機械設備担当 主任技術者 氏名	年令	経験年数 年		m ²	年				
		・一級建築士 () ・建築設備士 () ・技術士 () ・その他 ()			月				
造園担当 主任技術者 氏名	年令	経験年数 年		m ²	年				
		・一級建築士 () ・技術士 () ・その他 ()			月				
	才	経験年数 年		m ²	年				
		・一級建築士 () ・技術士 () ・その他 ()			月				
担当チームの資格(管理技術者・各主任技術者を除く)									
区分	資格	人数	区分	資格	人数	区分	資格	人数	
建築	意匠	一級建築士	電気設備	一級建築士 建築設備士・ 技術士	人	機械設備	一級建築士 建築設備士・技術士	人	
		その他		その他			その他		
	構造	一級建築士	備考	1. 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野を記入する。 2. 複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格保有者として取り扱う。 3. 協力事務所の職員数は()内書きに記入する。 4. 国外に同等の資格を有する者がいる場合は、それぞれの資格欄に人数を計上する。					
		その他							
	積算	一級建築士							
		建築積算資格者							
		その他							

協力事務所	
(協力事務所がある場合に記入する。複数の場合には適宜区切って記入する。業務実績は協力事務所としての実績とする。)	
名称	
所在地	
代表者	
業務実績	主要
	同種
本業務に関わる担当予定者数	
協力を受ける内容	
関連する業者 (協力事務所の関連する業者を含む。)	
関連する業者の名称 協力事務所の関連業者の場合は 協力事務所名を () 書で付記する。	関連する形態
関連する業者とは：①建設業者または製造業者から50%を超える株式の保有や出資があるか、代表権を有する役員を兼ねている形態をさす。 ②建設業者及び製造業者に50%を超える株式の保有や出資をしているか、代表権を有する役員を兼ねている形態をさす。	

参加表明書等提出確認書

名称	様式	サイズ	提出部数	確認欄
参加表明書 (提出者名有り1部を正本とし、代表者印を押印)	様式 1	A 4	提出者名有り：1部	
		A 4	提出者名無し：7部	
設計事務所の体制	様式 2	A 4	8部	
事務所の主要業務実績	様式 3-A	A 4	8部	
事務所の同種業務実績	様式 3-B	A 4	8部	
管理技術者・主任技術者	様式 4-A	A 4	8部	
管理技術者・主任技術者2	様式 4-B	A 4	8部	
協力事務所	様式 5	A 4	8部	
事務所の実績として、平成19年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務のうち、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上に関する設計業務実績と施設の延べ面積が確認できるものの写し		A 4	1部	
管理技術者の一級建築士免許証または免許証明書の写し		A 4	1部	
参加表明書等提出確認書	様式 6	A 4	1部	

(提出者) 住 所

電話番号

F A X

会 社 名

○○○○○○○建築士事務所

技術提案書

(業務名) 八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務

標記業務について技術提案書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

守口市長

瀬野 憲一 様

(提出者)

住 所

電話番号

会 社 名 〇〇〇〇〇〇〇建築士事務所

代 表 者 役職名

氏名

印

業務の実施方針 A3用紙で1枚

[実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上(意匠・構造・設備の各分野)の配慮事項(様式9に記載する内容を除く。)、効果的なワークショップの運営方法、設計と条件の上限工事費を超過しない工夫、概算建設費用、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。]

「実施要項 9」についての提案 全体でA3用紙4枚以内

(提案は基本的な考え方を簡潔に記載する。文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。)

技術提案書等提出確認書

名称	様式	用紙サイズ	提出部数	確認欄
技術提案書 (提出者名有り 1 部を正本とし、代表者 印を押印)	様式 7	A 4	提出者名有り : 1 部	
			提出者名無し : 13 部	
業務の実施方針	様式 8	A 3	14 部	
「実施要項 9」についての提案	様式 9	A 3	4 枚以内×14 部	
設計見積書 (2 部、代表者印を押印)	任意	A 4	2 部	
技術提案書等提出確認書	様式 10	A 4	1 部	

(提出者) 住 所

電話番号

F A X

会 社 名

○○○○○○○建築士事務所